

本宮市農業委員会 平成28年4月総会 議事録

1. 開催日時 平成28年4月18日(月)午後1時30分
2. 開催場所 本宮市役所 3階 「大会議室」
3. 出席委員

1 番 佐藤 孝昭	2 番 三瓶 和彦	3 番 渡邊 利一
4 番 國分 政利	5 番 渡邊 謙輔	6 番 渡邊 孝一
	8 番 川名 信司	9 番 鍋島 正則
10 番 遠藤 政幸	11 番 國分 関夫	12 番 渡邊 平二
13 番 國分 新司	14 番 遠藤 巖	15 番 鈴木 哲彌
16 番 影山 公平	17 番 伊藤 隆一	
4. 欠席委員
5. 遅参委員
6. 職員 事務局長 渡邊 孝江
7. 書記 主査 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会4月定例会を開会いたします。欠席の通告はありません。開会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会4月定例会を開会いたします。(時節の事柄)

事務局長 本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、会長が議長を務め議事進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。4番國分政利委員、5番渡邊謙輔委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

國分委員 議長

会長伊藤 隆一 國分委員

現地調査委員長 委員長に選任されました私、國分政利です。調査委員は、渡邊孝一委員、國分新司委員、影山公平委員です。去る4月11日午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。議案第20号件番1は除染用車両及び作業員駐車場敷地で、鉄板敷きとし土側溝を配する一時転用で1年短期の申請です。

議案第20号件番3は、進入路の市道側溝の布設替えを伴う一般住宅敷地の転用です。議案第20号件番5は計画図面の左上の山林より土砂採取のため、積降作業場と作業員駐車場の一時転用です。一部鉄板敷きとし、転用敷地内に耕作地への道路を確保し転用地奥の水田には、影響を及ぼさない申請となっています。全件とも土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思わ

れます。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 ありがとうございます。3月定例会で意見を附して福島県知事に進達した許可処分について事務局より報告いたさせます。

事務局 議長

会長伊藤 隆一 事務局

事務局 3月定例会で許可適当の意見を付して福島県知事へ進達いたしました、農地法第4条2件、第5条4件は4月12日付けで許可になりました。

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、農地転用現地調査委員長報告につきましても、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。

会長伊藤 隆一 議案第19号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項を上程します。申請1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡邊委員 はい。議長

会長伊藤 隆一 渡邊委員。

渡邊委員 議案第19号件番1について、4月9日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤孝昭委員と実施致しました。所有権移転の売買であり、譲受人も意欲的に農業に従事しており、申請内容との不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番1につきましても、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 ご苦労様でした。議案に対する質疑を行います。

國分委員 はい。議長

会長伊藤 隆一 4番、國分委員

國分委員 ちなみに金額がわかれば。

事務局 はい。議長

会長伊藤 隆一 事務局

事務局 総額で*****円でございます。10a当たりでございますと*****円でございます。

渡邊委員 はい。補則いいですか。

会長伊藤 隆一 渡邊利一委員

渡邊委員 譲渡人の**歳くらいなんですけど、「*****皆くれてしまった」と、それで*****さんは跡継ぎがないから、すべて前の家の隣同士なんですけど*****さんに買ってもらうと、そういう話でありました。これ以上だせない*****くんの値段で話がついたようです。

会長伊藤 隆一 いま、渡邊委員が言ったことも一利あるんですけど、実は子供さんがいなくなって後継者もないんでという意味合いがありました。買って頂いた*****さんがいままで借りて耕作をしていた。*****さんにこの話をもっていった。*****ということから*****これだけの金額になってしまった。一般

的に売買するような価格では到底ない価格でございますのでその辺お含みの上今回皆さんに御承認頂ければという形の中で上がってきたと思うんですが。よろしいですか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 19 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 1 番は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 19 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 1 番は許可とすることに決定いたしました。申請 2 番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第 3 条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡邊委員 はい。議長

会長伊藤 隆一 渡邊委員

渡邊委員 議案第 19 号件番 2 について、4 月 9 日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤孝昭委員と実施致しました。譲受人も意欲的に農業に従事しており、耕作放棄地等はなく、申請内容との不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 2 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 ご苦労様でした。議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 19 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 2 番は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 19 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 2 番は許可とすることに決定いたしました。申請 3 番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第 3 条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

事務局 はい。議長

会長伊藤 隆一 事務局

事務局 議案第 19 号件番 3 については、道路拡幅工事に伴う拡幅道路敷地と残地の交換です。以上の結果を踏まえ、件番 3 につきましては、許可適当と判断いたしました。

現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 ご苦労様でした。議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 19 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 3 番は許可とすることに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 19 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 3 番は許可とすることに決定いたしました。

議案第 20 号農地の転用のための権利移動制限について農地法第 5 条第 1 項の規定による申請を上程を致します。申請 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可適当の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可適当の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。

次に申請 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。
 次に申請 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。
 次に申請 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。
 次に申請 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。次に申請 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 6 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 6 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。次に、議案第 21 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案第 21 号農用地利用集積計画、再設定件番 6～7 を除く 5 件、新規設定 7 を除く 8 件の議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 21 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定件番 6～7 を除く 5 件、新規設定 7 を除く 8 件の議案案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 21 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定件番 6～7 を除く 5 件、新規設定 7 を除く 8 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。

次に再設定件番 6 の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、14 番遠藤巖委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、議事に参与することは制限

されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。

会長伊藤 隆一

暫時、休議します。

(休議中)

14 番遠藤巖委員退席

会長伊藤 隆一

それでは再開します。再設定件番 6 の議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、採決を行います。議案第 21 号「農用地利用集積計画の決定」再設定件番 6 の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、議案第 21 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定件番 6 の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。

14 番遠藤巖委員の復席を求めます。

暫時、休議します。

(休議中)

(14 番遠藤巖委員復席)

会長伊藤 隆一

それでは再開します。

次に再設定件番 7 の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、10 番遠藤政幸委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。

暫時、休議します。

(休議中)

10 番遠藤政幸委員退席

会長伊藤 隆一

それでは再開します。再設定件番 7 の議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、採決を行います。議案第 21 号「農用地利用集積計画の決定」再設定件番 7 の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、議案第 21 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定件番 7 の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。

10 番遠藤政幸委員の復席を求めます。暫時、休議します。

(休議中)

(10 番遠藤政幸委員復席)

会長伊藤 隆一

それでは再開します。

次に新規設定件番 7 の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきまし

ては、本農業委員会委員、12番渡邊平二委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第24条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。

暫時、休議します。

(休議中)

12番渡邊平二委員退席

会長伊藤 隆一 それでは再開します。新規設定件番7の議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第21号「農用地利用集積計画の決定」新規設定件番7の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定件番7の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。

12番渡邊平二委員の復席を求めます。暫時、休議します。

(休議中)

(12番渡邊平二委員復席) それでは再開します。

会長伊藤 隆一 以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 以上を持ちまして、本宮市農業委員会4月の定例会を終了いたします。

平成28年4月18日

(閉会午後2時08分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席4番委員 國分 政利

議席5番委員 渡邊 謙輔
